

年金記録確認四国地方第三者委員会第2部会（第199回） 議事要旨

1 日 時 平成26年5月13日（火）13時30分から16時15分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 堀井部会長、塩田委員、藤目委員、西山委員

（事務局） 上村事務室長、田中事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等事案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続4事案（厚生年金2事案、国民年金2事案）及び新規1事案（厚生年金事案）を審議した。

継続4事案のうち、1事案（厚生年金事案）については年金記録を訂正することを、1事案（厚生年金事案）については年金記録を訂正する必要性が無いことを、それぞれ決定した。

残り2事案（いずれも国民年金事案）については年金記録を訂正する必要性が無い方向で決定することとなった。

また、新規1事案（厚生年金事案）については年金記録を訂正する必要性が無い方向で決定することとなった。

(2) 次回は、平成26年5月28日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認四国地方第三者委員会第1部会（第201回） 議事要旨

1 日 時 平成26年5月15日（木） 13時55分から16時20分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 吉田部会長代理、吉井委員、大内委員

（事務局） 上村事務室長、藤田事務室次長

4 主な議題

(1) 意見陳述事案審議

(2) あっせん等案審議

(3) 申立事案審議

(4) その他

5 会議の経過

(1) 文書意見陳述要請のあった1事案（厚生年金事案）について、申立人から提出された意見書について審議した。

(2) 今回部会で、継続4事案（厚生年金事案3件、国民年金事案1件）及び新規5事案（厚生年金事案3件、国民年金事案2件）を審議した。

継続4事案のうち、1事案（厚生年金事案）については年金記録の訂正についてあっせんすることを、2事案（厚生年金事案1件、国民年金1件）については年金記録を訂正する必要が無いことを決定した。残り1事案（厚生年金事案）については、年金記録を訂正する必要がない方向で決定することとなった。

また、新規5事案のうち、1事案（厚生年金事案）については年金記録を訂正する必要がある方向で、4事案（厚生年金事案2件、国民年金事案2件）については年金記録を訂正する必要がない方向で、それぞれ決定することとなった。

(3) 次回は、平成26年5月28日（水）14時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認四国地方第三者委員会第1部会（第202回） 議事要旨

1 日 時 平成26年5月28日（水） 13時55分から16時10分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 大谷部会長、吉田委員、吉井委員、大内委員

（四国支局） 安原局長

（事務室） 藤田事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続6事案（厚生年金事案4件、国民年金事案2件）及び新規6事案（厚生年金事案3件、国民年金事案3件）を審議した。

継続6事案のうち、1事案（厚生年金事案）については年金記録の訂正についてあっせんすることを、5事案（厚生年金事案3件、国民年金2件）については年金記録を訂正する必要が無いことを、それぞれ決定した。

新規6事案のうち、2事案（厚生年金事案1件、国民年金事案1件）については年金記録を訂正する必要がある方向で、4事案（厚生年金事案2件、国民年金事案2件）については年金記録を訂正する必要がない方向で、それぞれ決定することとなった。

(2) 次回は、平成26年6月11日（水）14時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認四国地方第三者委員会第2部会（第200回） 議事要旨

1 日 時 平成26年5月28日（水）13時30分から16時40分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 堀井部会長、塩田委員、藤目委員、西山委員

（事務局） 上村事務室長、田中事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等事案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続4事案（国民年金3事案、厚生年金1事案）及び新規3事案（全て厚生年金事案）を審議した。

継続4事案のうち、3事案（国民年金2事案、厚生年金1事案）については年金記録を訂正する必要が無いことを、それぞれ決定した。

残り1事案（国民年金事案）については更に資料等を収集する必要性が認められたことから、継続して審議を行うこととなった。

また、新規3事案のうち、1事案については年金記録の訂正についてあっせんする方向で、2事案については年金記録を訂正する必要が無い方向で決定することとなった。

(2) 次回は、平成26年6月11日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕